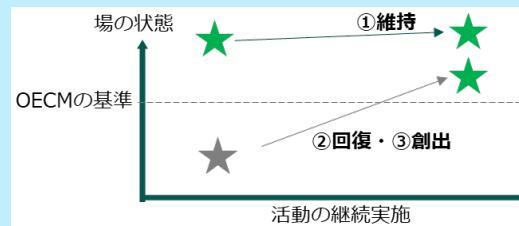


- 環境省では、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを開始し、令和7年3月末時点で328か所を認定。
- ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進するため、地域生物多様性増進法が令和7年4月1日に施行。自然共生サイト相当の生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、管理放棄地等において生物多様性を回復・創出する活動も認定の対象に。
- 従前制度における認定に加えて、令和7年12月時点での自然共生サイトは合計485か所。
- 申請主体は企業が約半数で、地方公共団体やNPO等様々な主体が参画。

#### <自然共生サイトの経緯>

2020年12月 検討開始  
 2022年4月 30by30ロードマップ公表  
 12月 昆明・モントリオール生物多様性枠組（30by30目標含む）採択  
 2023年4月 自然共生サイト制度の開始  
 10月 自然共生サイトの初認定  
 2024年4月 地域生物多様性増進法成立  
 2025年4月 地域生物多様性増進法施行  
 9月 令和7年度第1回認定  
 12月 令和7年度第2回認定

#### <新法のポイント>

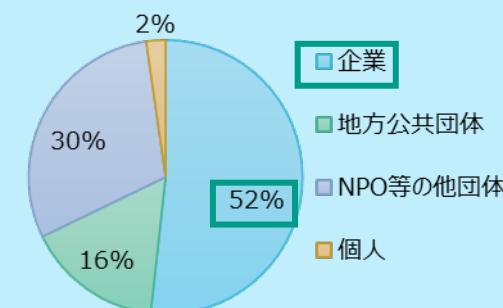


①維持については自然共生サイト相当の活動（申請時点でのOECDの基準を満たすもの）を想定。  
 ②回復及び③創出については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECDの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

#### <認定された「自然共生サイト」の例>



#### <申請主体の内訳>



#### <令和7年度第1回認定式の様子>

